

経済産業省令第二十二号

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十五日 経済産業大臣 茂木敏充

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三十二、様式第三十四及び様式第三十五中「社団法人全国火薬類保安協会」を「公益社団法人全国火薬類保安協会」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

経済産業省告示第百十八号

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三十一条の二第一項の規定により火薬類製造保安責任者免状に関する事務を委託する指定試験機関から同法第四十五条の七第一項の規定による当該指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同法第五

十三条第一項第五号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日 経済産業大臣 茂木敏充

一 変更前の指定試験機関の名称

社団法人全国火薬類保安協会

二 変更後の指定試験機関の名称

公益社団法人全国火薬類保安協会

三 変更の年月日

平成二十五年四月一日